

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 1 号
件 名	新潟市の廃棄物処理施設における危機管理と情報公開体制の改善について
紹 介 議 員	中山 均
要 旨	<p>今年5月10日、新潟市の定期計測（4月25日）で採取された新田清掃センターの搬出焼却灰から排出基準（0.3ミリグラムパーリットル）を約18倍もオーバーする値（5.3ミリグラムパーリットル）の鉛が検出され、既に第3及び第4赤塚埋立処分地に搬出された焼却灰1,800トンを6月20日から新田清掃センターに持ち帰り、再処理している。しかし新潟市は、焼却灰の検出結果の速報が5月10日に出されたにもかかわらず、5月14日まで第3及び第4赤塚埋立処分地の放流水の検査を行わず、5月18日にその測定結果が報告されるまで放流水を停止しなかった。幸い放流水から鉛の検出はされず、地下水や土壌の汚染は避けられたが、これらは明らかに危機管理体制の不整備である。また、結果的には周辺環境を汚染するような事故に至らなかったため、市は公表には値しないという態度を一貫させているが、そのような対応では市民の安心、安全は約束されない。また、同施設では光化学スモッグ発生時や災害時、施設内の犯罪発生時等の特定の危機についての対応マニュアルは存在するものの、各有害物質が基準値を超えた場合の危機管理についての具体的な対応マニュアルが整備されていないことも明らかになった。</p> <p>さらに、去る5月24日、新津クリーンセンターでは、採取した排ガス中のばいじん濃度が基準値の2倍を超える値を検出した。これはバグフィルターに10センチメートルもの大きさの穴が開いていたことが原因で、しかも直近の2月の作業で濃度計の設定が誤っていたために発見がおくれたものであり、最大で約3カ月を超える期間、公衆被害を発生させていた可能性がある。しかも、これは市報や区報にも掲載されていない。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第1項 } 環境建設常任委員会 } 第4項</p> <p>平成24年9月18日</p>
受 理	平成24年9月12日 第318号

これらの事態は、廃棄物処理施設において、事故やトラブルがしばしば起こり得ること、そしてその管理や公開に関する体制が不十分であることを明らかにしている。また、その対策も対症療法的なものと言わざるを得ない。

本市は、震災廃棄物の広域処理の受け入れを予定しており、このような実態から、放射能に汚染された可能性のある震災廃棄物を安全に管理できる体制や能力が本当にあるのか、市民の目から見れば疑問に思わざるを得ない。現状の維持及び保守管理体制を一層強化する必要がある。したがって以下請願する。

記

- 1 基準値を超える鉛の検出に伴う新田清掃センター及び赤塚埋立処分地での不適正な処理、新津クリーンセンターの事故の全容とその対策について、市報やホームページ等に掲載するとともに、報道機関にも公表すること。
- 2 新潟市の全ての処理施設において、基準値を超える有害物質が焼却灰含め施設内から検出された場合の危機管理体制、情報公開体制を整備すること。
- 3 震災廃棄物の処理や検査に関する具体的な作業マニュアルなどの資料や条件を明らかにするとともに、実際の作業や検査が適正に行われているか検証するため、適宜市民が推薦する有識者を立ち会わせること。
- 4 試験焼却をする場合は、当該施設の試験焼却前に第2項及び第3項の条件を整備すること。